二　前号の期間内に法第二十八条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は住宅宿泊管理業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者であって前号に規定する通知があった日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの

三　法第四条第三号又は第四号に該当する者

（住宅宿泊管理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎）

第八条　法第二十五条第一項第十号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　負債の合計額が資産の合計額を超えないこと。

二　支払不能に陥っていないこと。

（住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者）

第九条　法第二十五条第一項第十一号の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　管理受託契約の締結に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための必要な体制が整備されていると認められない者

二　住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制が整備されていると認められない者

（登録事項の変更の届出）

第十条　住宅宿泊管理業者は、法第二十六条第一項の規定による届出をしようとするときは、国土交通大臣に、第七号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。

2　変更に係る事項が法人の役員の氏名であるときは、前項の登録事項変更届出書に当該役員に関する第六条第一項第一号ニからヘまでに掲げる書類及び当該役員が法第二十五条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

（廃業等の届出）

第十一条　住宅宿泊管理業者は、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、国土交通大臣に、第八号様式による廃業等届出書を提出しなければならない。

（誇大広告をしてはならない事項）

第十二条　法第三十一条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　住宅宿泊管理業者の責任に関する事項

二　報酬の額に関する事項

三　管理受託契約の解除に関する事項

（委託者の保護に欠ける禁止行為）

第十三条　法第三十二条第二号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　管理受託契約の締結又は更新について委託者に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

二　管理受託契約の締結又は更新をしない旨の意思（当該契約の締結又は更新の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した委託者に対して執ように勧誘する行為

三　住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の所在地その他の事情を勘案して、当該住宅宿泊管理業務の適切な実施を確保できないことが明らかであるにもかかわらず、当該住宅宿泊管理業務に係る管理受託契約を締結する行為

（管理受託契約の締結前の説明事項）

第十四条　法第三十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　管理受託契約を締結する住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名並びに登録年月日及び登録番号

二　住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅

三　住宅宿泊管理業務の内容及び実施方法

四　報酬並びにその支払の時期及び方法

五　前号に掲げる報酬に含まれていない住宅宿泊管理業務に関する費用であって、住宅宿泊事業者が通常必要とするもの

六　住宅宿泊管理業務の一部の再委託に関する事項

七　責任及び免責に関する事項

八　契約期間に関する事項

九　契約の更新及び解除に関する事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五条　法第三十三条第二項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

一　電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四十一条第一項第一号において同じ。）を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第十六条　住宅宿泊事業法施行令（次項及び第四十四条において「令」という。）第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第一項に掲げる方法のうち送信者が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

（法第三十四条第一項第六号の国土交通省令で定める事項）

第十七条　法第三十四条第一項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名

二　住宅宿泊管理業務の内容

三　住宅宿泊管理業務の一部の再委託に関する定めがあるときは、その内容

四　責任及び免責に関する定めがあるときは、その内容

五　法第四十条の規定による住宅宿泊事業者への報告に関する事項

（証明書の様式）

第十八条　法第三十七条第一項の証明書の様式は、第九号様式によるものとする。

（帳簿の記載事項）

第十九条　法第三十八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　管理受託契約を締結した年月日

二　管理受託契約を締結した住宅宿泊事業者の名称

三　契約の対象となる届出住宅

四　受託した住宅宿泊管理業務の内容

五　報酬の額

六　管理受託契約における特約その他参考となる事項

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十八条の規定による帳簿への記載に代えることができる。